

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成29年7月27日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	4件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700035号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700067号

第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成18年1月1日から平成24年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成18年1月から同年8月までは15万円から28万円、平成18年9月から同年12月までは22万円から28万円、平成19年1月から平成21年8月までは22万円から36万円、平成21年9月から平成22年6月までは30万円から36万円、平成22年7月から平成23年4月までは20万円から36万円、平成23年5月から平成24年8月までは15万円から36万円とする。

平成18年1月から平成24年8月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年1月から平成24年8月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成8年11月15日から平成27年2月1日まで

A社に勤務した請求期間の標準報酬月額の記録が、実際の給与額と比べて低い額となっている。標準報酬月額を訂正し、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成18年1月1日から平成24年9月1日までの期間について、請求者の標準報酬月額は、オンライン記録によると、平成18年1月から同年8月までは15万円、平成18年9月から平成21年8月までは22万円、平成21年9月から平成22年6月までは30万円、平成22年7月から平成23年4月まで

は20万円、平成23年5月から平成24年8月までは15万円と記録されているところ、請求者から提出された給料支払明細書、給与明細一覧及び預金通帳、課税庁から提出された給与支払報告書・個人別明細書及び所得税の確定申告書、金融機関から提出された請求者の取引履歴調査結果（流動性預金）並びに請求者の陳述（以下、併せて「給料支払明細書等」という。）により、標準報酬月額決定の基礎となる4月から6月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（平成18年9月から平成19年8月までの期間、平成20年9月から平成21年8月までの期間及び平成22年9月から平成24年8月までの期間は50万円）又は報酬月額に相当する標準報酬月額（平成18年1月から同年8月までの期間、平成19年9月から平成20年8月までの期間及び平成21年9月から平成22年8月までの期間は50万円）はオンライン記録を超えており、当該標準報酬月額を下回る標準報酬月額（平成18年1月から同年12月までは28万円、平成19年1月から平成24年8月までは36万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認又は推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、給料支払明細書等において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年1月から同年12月までは28万円、平成19年1月から平成24年8月までは36万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は平成18年1月1日から平成24年9月1日までの期間について、資料を保管していないため、請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明である旨陳述しているが、平成18年1月から平成24年8月までの期間について、給料支払明細書等において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書等で確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成18年1月1日から平成24年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成24年9月1日から平成27年2月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細一覧により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、厚生年金特例法による保険

給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

また、請求期間のうち、平成8年11月15日から平成18年1月1日までの期間について、i) A社は、平成28年12月27日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は資料を保管していない旨陳述していること、ii) 請求者は当該期間に係る給料支払明細書及び預金通帳を保管していないこと、iii) 請求者の取引金融機関には当該期間に係る取引履歴が保存されていないこと、iv) 課税庁には当該期間に係る請求者の課税資料が保存されていないことから、請求者の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認できない。

このほか、平成8年11月15日から平成18年1月1日までの期間について、請求者の主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が請求期間のうち、平成8年11月15日から平成18年1月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700036号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700068号

第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成22年8月1日から平成24年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成22年8月から平成23年8月までは26万円から30万円、平成23年9月から平成24年8月までは15万円から30万円とする。

平成22年8月から平成24年8月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年8月から平成24年8月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA社における平成27年2月1日から平成28年12月27日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成27年2月から同年8月までは15万円から44万円、平成27年9月から平成28年6月までは15万円から36万円、平成28年7月から同年11月までは15万円から41万円とする。

平成27年2月1日から平成28年12月27日までの期間について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ①平成22年8月1日から平成27年2月1日まで
②平成27年2月1日から平成28年12月27日まで

A社に在職中の標準報酬月額の記録が、実際の給与額に比べて低い額となっている。標準報酬月額を訂正し、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①のうち、平成22年8月1日から平成24年9月1日までの期間について、請求者の標準報酬月額は、オンライン記録によると、平成22年8月から平成23年8月までは26万円、平成23年9月から平成24年8月までは15万円と記録されているところ、請求者から提出された給与明細一覧及び預金通帳並びに課税庁から提出された市民税・県民税照会回答書（以下、併せて「給与明細一覧等」という。）により、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時及び4月から6月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（平成22年8月から平成23年8月までは44万円、平成23年9月から平成24年8月までは41万円）は、オンライン記録を超えており、当該標準報酬月額を下回る標準報酬月額（30万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、給与明細一覧等において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成22年8月から平成24年8月までは30万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は、平成22年8月1日から平成24年9月1日までの期間について、資料を保管していないため、請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明である旨陳述しているが、平成22年8月から平成24年8月までの期間について、給与明細一覧等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と年金事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細一覧等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、年金事務所は、請求者の平成22年8月1日から平成24年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち、平成24年9月1日から平成27年2月1日までの期間について、給与明細一覧等により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

請求期間②について、本件訂正請求日においては、厚生年金保険の保険料を徴

収する権利が時効により消滅していない期間であり、請求者のオンライン記録の標準報酬月額が 15 万円と記録されているが、請求者から提出された給与明細一覧及びA社の破産管財人から提出された年間賃金台帳（簡易）により、標準報酬月額の決定の基礎となる平成 26 年 4 月から同年 6 月までは 44 万円、平成 27 年 4 月から同年 6 月までは 36 万円、標準報酬月額の改定の基礎となる平成 28 年 4 月から同年 6 月までは 41 万円の標準報酬月額に相当する報酬月額が事業主により請求者へ支払われていたことが確認できることから、請求者の標準報酬月額を、平成 27 年 2 月から同年 8 月までは 44 万円、平成 27 年 9 月から平成 28 年 6 月までは 36 万円、平成 28 年 7 月から同年 11 月までは 41 万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700038号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700069号

第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成21年3月1日、喪失年月日を平成25年10月1日に訂正し、平成21年3月から平成22年8月までの標準報酬月額を20万円、平成22年9月から同年11月までの標準報酬月額を19万円、平成22年12月から平成25年9月までの標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

平成21年3月1日から平成25年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年3月1日から平成25年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和52年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年3月1日から平成25年10月1日まで

私は、請求期間において、A事業所でB業務を行うC職として勤務し、厚生年金保険の被保険者であったが、退職後の平成*年*月に年金事務所が年金記録を取り消したことにより、請求期間の厚生年金保険被保険者記録がない。勤務していた期間において厚生年金保険料が控除されていたので、請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、「D事業所」は、個人事業主として記録されていた者が平成*年*月*日に死亡していることから、年金事務所が職権により平成*年*月*日付けで、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日(平成21年3月1日)及び喪失年月日(平成25年10月1日)の記録を取り消し、平成*年*月*日付けで、同事業所が平成*年*月*日まで遡って厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理を行っていることが確認できる。

しかしながら、複数の同僚の雇用保険記録及び陳述並びに日本年金機構E事務

センター（現在は、日本年金機構F事務センター）の回答等により、A事業所は、請求期間において5人以上の従業員がいたと認められることから、同事業所は、請求期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

また、雇用保険の記録、請求者から提出された給与明細書及び給与所得の源泉徴収票並びに課税庁から提出された給与支払報告書（以下、併せて「給与明細書等」という。）により、請求者は、請求期間においてA事業所に勤務し、給与の支払を受け、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により当該給与から控除されていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成21年3月1日、喪失年月日は平成25年10月1日であると認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された上述の給与明細書等及び日本年金機構F事務センターの回答により、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時及び4月から6月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額並びに平成21年8月から同年10月までの報酬月額に基づき改定される標準報酬月額は、平成21年3月から同年9月までは32万円、平成21年10月から平成23年8月までは28万円、平成23年9月から平成25年9月までは26万円と認められるところ、当該標準報酬月額より低い標準報酬月額（平成21年3月から平成22年8月までは20万円、平成22年9月から同年11月までは19万円、平成22年12月から平成25年9月までは22万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認又は推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を決定又は改定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成21年3月1日から平成25年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書等で確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から平成21年3月から平成22年8月までは20万円、平成22年9月から同年11月までは19万円、平成22年12月から平成25年9月までは22万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、平成21年3月から平成25年9月までの期間において、A事業所は上述のとおり厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の平成21年3月1日から平成25年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700041号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700070号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和32年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和55年4月4日から平成15年4月17日まで

A社に勤務していた期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録を確認したところ、実際の給与額より低い額となっている。標準報酬月額の記録を見直し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の一部期間に係る給料支払明細書(平成4年6月分、平成4年10月分、平成5年1月分から平成8年3月分まで、平成8年11月分、平成8年12月分、平成10年11月分、平成11年1月分、平成11年4月分、平成11年6月分、平成11年7月分、平成11年10月分、平成11年12月分から平成15年3月分まで)、市民税・県民税特別徴収税額の通知書(平成4年度から平成7年度まで、平成11年度から平成14年度まで、平成16年度)及び給与所得の源泉徴収票(平成4年分、平成7年分から平成15年分まで)を提出し、標準報酬月額の相違について訂正請求しているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の見直し及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち、平成4年6月、平成4年10月、平成5年1月から平成8年3月までの期間、平成8年11月、平成8年12月、平成10年11月、平成11年1月、平成11年4月、平成11年6月、平成11年7月、平成11年10月及び平成11年12月から平成15年3月までの期間について、上述の給料支払明細書により、請求者は、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支

払を受けている月があるものの、事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額と比べて同額又は低額であることが認められることから、当該期間については、厚生年金特例法による給付の対象に当たらないため、記録の訂正を認めることはできない。

また、上述の請求期間の一部期間に係る市民税・県民税特別徴収税額の通知書及び給与所得の源泉徴収票により、平成3年から平成15年までの年間の社会保険料額が確認できるところ、上述の給料支払明細書と併せて判断すると、請求者は、当該期間について、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額よりも高い額の保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められない。

さらに、A社の事業主は、請求者の請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額が確認できる賃金台帳等の資料を保管していないと回答等しており、請求者が所持する上述の給料支払明細書、市民税・県民税特別徴収税額の通知書及び給与所得の源泉徴収票のほかに、請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

加えて、厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準報酬月額が遡って訂正された形跡はない。

このほか、請求期間について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700110号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700071号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年6月1日から昭和63年4月1日まで

請求期間について、A事業所に勤務し同事業所から紙の保険証(医療)の交付を受けていたため、厚生年金保険にも加入して保険料を控除されていたはずである。厚生年金保険の被保険者期間として年金の給付に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所の事業主の陳述及び雇用保険の被保険者記録によると、請求者は、請求期間のうち、昭和61年7月1日から昭和62年11月2日までの期間について同事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿検索システムによると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない上、同事業所の事業主は、事業所として厚生年金保険には一度も加入したことはなく、厚生年金保険料を給与から控除することもなかった旨陳述している。

また、A事業所の事業主は、B健康保険組合に従業員を加入させていたと回答しているところ、同組合の健康保険が適用される事業所は、必ずしも一体的に厚生年金保険の適用事業所となるものではないことを踏まえると、請求者が同事業所で紙の保険証(医療)の交付を受けていたとする記憶をもって、厚生年金保険に加入していたとまではいえない。

さらに、上述の事業主の陳述及び雇用保険記録のほかに請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700082号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700072号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年4月1日から平成8年4月1日まで

私は、請求期間にA社に勤務していたが、厚生年金保険の記録がないので年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された退職証明書、写真、手帳及び同僚からの年賀状により、請求者はA社に在籍していたことは認められる。

しかしながら、B社は、請求者は登録派遣社員であり、請求期間当時、当該社員は個人事業主としての取扱いであったため、厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険料も控除していない旨回答及び陳述している。

また、B社は、請求期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した者に係る資料(厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書)を保管しており、当該資料において請求者に係る厚生年金保険被保険者資格の取得記録は確認できない。

さらに、B社から提出された登録派遣社員に係る名簿(平成6年7月12日付け)及び社員名簿(平成8年3月1日付け)には、請求者及び請求者が同じ雇用形態の社員であったと記憶する同僚の氏名が確認できるものの、オンライン記録においては、A社に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

加えて、上述の社員名簿に記載された請求者と同日に入社している複数の同僚についても、オンライン記録において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求

者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700093号
厚生局事案番号 : 東海北陸(脱)第1700002号

第1 結論

昭和29年3月26日から昭和32年4月1日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和29年3月26日から昭和32年4月1日まで
年金の相談に行ったとき、A社B事務所に勤めた期間は脱退手当金が支給されていると言われたが、もらった記憶がない。調査して記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者に係る請求期間の厚生年金保険被保険者資格に基づく脱退手当金については、昭和32年6月11日に支給決定されたこととされているところ、請求者は、当該脱退手当金を受給した覚えはなく、請求期間直後の脱退手当金が支給決定されたとする時期においては、アルバイトではあったが既に就職していた旨陳述しており、その支給決定後間もなく厚生年金保険の被保険者資格を再度取得していることが確認できる。

しかしながら、請求者が勤務していたA社B事務所に係る厚生年金保険被保険者名簿により、請求者が被保険者資格を喪失した昭和32年4月1日前後2年間に資格喪失していた請求者が含まれる女性16名の脱退手当金の受給の有無等を確認したところ、5人(請求者を含む。)に脱退手当金の受給資格があり、その全員の脱退手当金が資格喪失日から6か月以内に支給決定されていることが確認でき、同社では事業主による脱退手当金の代理請求が行われていたことがうかがえる。これら脱退手当金が支給決定された当時は、通算年金制度発足前であった時代背景も併せ踏まえると、請求者の脱退手当金についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、請求期間の厚生年金保険被保険者資格に基づく脱退手当金については、支給額に計算上の誤りはなく、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後に支給決定されているほか、請求者に係る厚生年金保険被保険者台帳の保険給付

欄の記載事項にも誤りは見受けられないなど、一連の事務処理に不自然さはないがえない。

さらに、請求者に係る請求期間の厚生年金保険被保険者資格が管理されていた被保険者台帳記号番号は、請求期間後の厚生年金保険被保険者資格が管理されていたものとは別の記号番号となっており、脱退手当金を受給したために別の記号番号が払い出されていたものとするのが自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。